

低入札価格調査制度の一部改正について

令和2年9月1日

砺波地域消防組合消防本部総務課

砺波地域消防組合低入札価格調査制度要領の一部改正

建設工事における低入札調査基準価格に係る国・県の算定方式が見直されたことに伴い、本組合においても同様の見直しを行うこととし、調査基準価格における設定範囲の上限を予定価格の10分の9から10分の9.2へ、下限を10分の7から10分の7.5へ引き上げるものです。

【施行（適用）期日】公表の日から施行します。

(1) 調査基準価格の見直し

- ・調査基準価格の範囲の上限を予定価格の10分の9から10分の9.2に、下限を10分の7から10分の7.5に改める。

現行	改正後
<ul style="list-style-type: none">・調査基準価格の算出 =直接工事費×97%+ 共通仮設費×90%+ 現場管理費×90%+ 一般管理費×55%・調査基準価格の範囲=予定価格の10分の9から10分の7	<ul style="list-style-type: none">・調査基準価格の算出 =直接工事費×97%+ 共通仮設費×90%+ 現場管理費×90%+ 一般管理費等×55%・調査基準価格の範囲=予定価格の10分の9.2から10分の7.5